

総務省接待疑惑で元大臣ら政務三役を告発しました！

(検察庁法改正に反対する会) 2021. 3. 20.

東京地検特捜部に、高市早苗元総務大臣、野田聖子元総務大臣ら政務三役経験者を告発しましたので、報告いたします。

その前に、黒川弘務元東京高検検事長の賭けマージャン問題に関して、東京地検から、先ほど(3月20日)簡易書留で「処分通知書」が届きましたので、報告させていただきます。

I. 黒川弘務元東京高検検事長が略式起訴されました！

黒川弘務元東京高検検事長については、賭けマージャン問題が『週刊文春』に報じられてすぐに、私たちの市民団体『検察庁法改正に反対する会』として、令和2年5月26日付けで東京地検特捜部に告発状を提出しました。地検は同年7月10日に、黒川と新聞記者らを不起訴処分としました。これを不服として、私たちは東京検察審査会に審査を申し立てたところ、東京第6検察審査会は同年12月8日、黒川を起訴相当、新聞記者らを不起訴不当とする議決を下しました。起訴相当の議決は、なかなか出ないものと聞いていました。それだけにマスコミも大きく報じました。これを受けて、東京地検が再捜査した結果、今回の処分を出すに至った次第です。

以下に、「処分通知書」を引用しましょう。

処分通知書

「東京地方検察庁検察官検事 伊藤文規

1 被疑者

- (1) 黒川弘務
- (2) 氏名不詳A(産業経済新聞記者)
- (3) 氏名不詳B(産業経済新聞記者)
- (4) 氏名不詳C(朝日新聞社員)

2 罪名

賭博

3 事件番号(略)

4 処分年月日

令和3年3月18日

5 処分区分

- (1) につき、略式命令請求
- (2) (3) (4) につき、不起訴

黒川弘務元東京高検検事長は、略式起訴されることになりました。検察庁ナンバー2にあった人物に関し、有罪になることが確定しました。新聞記者らは、不起訴

となりました。二度目の処分に関しては、検察審査会に申し立てができませんので、不起訴が確定しました。

第6検察審査会は、議決書で、「被疑者黒川は、本件賭けマージャンの当時、東京高等検察庁の長である検事長の職にあり、刑事罰の対象となる違法行為を自制し、抑止すべき立場にあった」「被疑者黒川は、漫然と賭けマージャンを続けた上で本件賭けマージャンに及んでおり、その動機や経緯に酌むべき点はない」「社会の信頼を裏切り、社会に大きな影響を与えたことが被疑者黒川を起訴するか否かを判断するのに重要」と厳しく断罪しました。これを受け、東京地検は、黒川を略式起訴したものと考えられます。

略式起訴でも起訴に変わりません。私たちは黒川が起訴された事実は、それなりに評価したいと思っています。市民の視点が司法を動かしたと言えるはずですが。

ただ、できれば正式な起訴により、公開の裁判の場で黒川を裁いてほしかったと思っています。再度不起訴になれば、検察審査会の審査に自動的にかかり、ここで二度目の起訴相当の議決が下れば、強制起訴される見込みでした。その道を閉ざしたことは、残念でなりません。

Ⅱ. 元総務大臣らを告発した経緯

私たち『検察庁法改正に反対する会』では、3月16日、総務省の接待疑惑で三度目となる告発状を東京地検特捜部に出しました。

(1) これまでの経緯

1. 東北新社ルート

令和3年(2021年)2月26日告発状提出

▲被告発人

収賄側

◇前総務省総務審議官・谷脇康彦

◇前内閣府内閣広報官・山田真貴子　ほか11人

贈賄側

◇東北新社社員・菅正剛

◇東北新社前社長・二宮清隆　ほか2人

●接待金員・総額60万8307円

2. NTTルート

令和3年3月8日告発状提出

▲被告発人

収賄側

- ◇谷脇康彦（前出）
- ◇山田真貴子（前出）
- ◇総務省国際戦略局長・巻口英司　ほか1人

贈賄側

- ◇日本電信電話株式会社（NTT）社長・澤田純
- ◇日本電信電話株式会社前社長・鵜浦博夫　ほか2人
- 接待金員・総額 22万7400円

3. 政務三役ルート

令和3年3月16日告発状提出

▲被告発人

収賄側

- ◇元総務大臣・高市早苗
- ◇元総務大臣・野田聖子　ほか13人

贈賄側

- ◇日本電信電話株式会社（NTT）社長・澤田純
- ◇日本電信電話株式会社（NTT）副社長・島田明　ほか5人
- 接待金員・総額 152万5035円

これまで、以上の3つの告発状を提出してきました。三番目に出した告発状について詳しく報告します。

大臣や副大臣らが軒並み接待を受けていた！

告発状

東京地方検察庁特捜部直告係御中

令和3年3月16日

○告発人

市民団体『検察庁法改正に反対する会』共同代表・岩田薫（以下略）

●被告発人（収賄側）

- 元総務大臣・高市早苗
- 元総務大臣・野田聖子
- 元総務副大臣・坂井学
- 元総務副大臣・寺田稔
- 元総務大臣・進藤義孝
- 元総務大臣・佐藤勉
- 元総務副大臣・西銘恒三郎
- 元総務副大臣・山口俊一
- 元総務副大臣・柴山昌彦
- 元総務副大臣・上川陽子

元総務大臣政務官・小林史明
元総務大臣政務官・世耕弘成
元総務大臣政務官・藤川政人
総務省前情報流通行政局長・秋本芳徳
総務省前事務次官・鈴木茂樹

●被告発人（贈賄側）

日本電信電話株式会社（NTT）代表取締役社長・澤田純
同副社長・島田明
同秘書室長・本高祥一
同元社長・鶴浦博夫
同会長・篠原弘道
株式会社 NTT ドコモ元社長・立川敬二
西日本電信電話株式会社（NTT 西日本）元社長・村尾和俊
以上被告発人 22 名

告発文からの引用

高市元総務大臣は 7 万 3885 円を返金

「告発事実（1）」

令和 2 年 9 月 1 日、午後 6 時 30 分すぎ、東京都港区麻布十番（住所略）に所在する『クラブノックス麻布』の接待用の個室において、被告発人の高市早苗総務大臣（当時）は、被告発人の NTT 社長の澤田純、同副社長の島田明、秘書室長の本高祥一らと会食し、2 万 4000 円の代金のうち 1 万円を負担したものの、残りの 1 万 4000 円の贈与を受けた。さらに飲み物代の 2 万 2000 円の贈与を受けた。

同様に、令和元年 12 月 20 日、午後 7 時すぎ、被告発人の高市は、被告発人の澤田、島田、鶴浦博夫（NTT 元社長）らと同所にて会食し、2 万 5885 円の代金のうち 1 万円を負担したものの、残りの 1 万 5885 円の贈与を受けた。これと別に鶴浦より誕生祝い品の贈与を受けた。被告発人の高市は、本件報道後に、贈与を受けた分の 7 万 3885 円を本年 3 月 10 日に返金したと述べている。

被告発人の NTT 社長澤田らは、被告発人の高市の関係政治団体『新時代政策研究会』主催のパーティー券を購入してもいる。

総務大臣は、電波の使用の許認可権を決裁する立場にあり、被告発人の澤田らは、許可を得て携帯電話事業を営む NTT ドコモ株式会社を当時完全子会社化すべく TOB をしかけていた。この戦略を有利にするための便宜を被告発人の高市に働きかけたものである。」（以上告発文より）

野田元総務大臣は 2 万 6150 円を返金

「告発事実（2）」

平成 29 年 11 月 22 日、午後 6 時すぎ、前記『クラブノックス麻布』の接待用の

個室において、被告発人の野田聖子総務大臣（当時）は、被告発人の NTT ドコモ元社長の立川敬二から 2 万円の飲食の接待を受けた。この際は自己負担したため供給は受けていない。しかし、野田は自分の関係する政治団体である『二十一世紀の会』が主催した『ニューミレニアム研究会』のパーティー券を、前記立川に購入してもらっている。

総務省は電波の許認可の権限をもつ役所であり、野田は大臣として当時決裁する権限を与えられていた。被告発人の立川は、総務省の指導で料金体系の見直しに当時着手しており、これを有利にすすめるため、贈与したものと考える。

平成 30 年 3 月 29 日、午後 6 時 30 分すぎ、前記『クラブノックス麻布』の接待用の個室において、被告発人の野田総務大臣（当時）は、被告発人の NTT 西日本社長（当時）の村尾和俊から、2 万 6150 円の飲食代の贈与を受けた。報道を受け、本年 3 月 11 日、野田は 2 万 6150 円を返金した。

しかし、同野田は自分の関係する政治団体である『二十一世紀の会』が過去に開いた『野田聖子さんのさらなる飛躍を期待する会』のパーティー券を、前記村尾に購入してもらっている。

被告発人の村尾の所属する NTT 西日本は当時 IP 通信網サービス、無線 LAN サービスの拡充をはかっており、監督官庁である総務省の規制緩和が重要課題となっていた。決裁権者である被告発人の野田の協力を得るべく贈与におよんだものと考えられる。」（以上告発文より）

ちなみに、パーティー開催の事実は、被告発人の野田の政治団体である「二十一世紀の会」の政治資金収支報告書に記載されています。前述した高市の政治団体の政治資金収支報告書には、パーティー開催の支出の記載がありません。政治資金規正法の不記載に問える可能性もあります。

総務副大臣も接待漬け

「告発事実（3）」

平成 30 年 6 月 29 日、午後 7 時ごろ、前記『クラブノックス麻布』の接待用個室において、被告発人の坂井学（当時総務副大臣）は、被告発人の篠原弘道 NTT 会長から、3 万 5000 円の飲食の贈与を受けた。当時、前述したように NTT ドコモの完全子会社化を検討していた篠原は、供給で被告発人の坂井に便宜をはかってもらおうとしたものである。

告発事実（4）」

令和 2 年 9 月 14 日、午後 6 時 30 分すぎ、前記『クラブノックス麻布』の接待用個室において、被告発人の寺田稔（当時総務副大臣）は、被告発人の NTT 社長の澤田純から接待を受け、飲食代 4 万 5000 円の贈与を受けた。当時、前述したように NTT ドコモの完全子会社化をすすめるためのはたらきかけを受けたものである。」（以上告発文より）

時効にかからない分は 37 回の飲食

「告発事実 (5)

同様にして、被告発人の進藤義孝（元総務大臣）、佐藤勉（同）、西銘恒三郎（元総務副大臣）、山口俊一（同）、柴山昌彦（同）、上川陽子（同）、小林史明（元総務大臣政務官）、藤川政人（同）、世耕弘成（同）らは、被告発人の NTT 社長の澤田純らから、平成 28 年 10 月から令和 2 年 5 月にかけて、各 2 万円から 4 万 5000 円の飲食の提供を、前記『クラブノックス麻布』の個室で受けたものである。接待回数は被告発人の山口の 10 回を最高に 3~5 回程度である。時効にかからない分は計 37 件、総額 129 万 5000 円におよぶ。被告発人の澤田らは、飲食代を贈与することで、NTT ドコモの完全子会社化をはじめ、携帯電話料金の値下げ問題や、無線 LAN の事業拡大などに監督官庁の総務省による便宜をはたらきかけたものである。

告発事実 (6)

被告発人の総務省前情報流通行政局長の秋本芳徳、前事務次官鈴木茂樹は、平成 30 年 11 月 8 日午後 6 時 30 分ごろ、前記『クラブノックス麻布』の接待用の個室において、被告発人の NTT 社長の澤田純と会食し、各 2 万 5000 円の飲食代の贈与を受けた。被告発人の秋本、鈴木らは、総務省において、電話料金のルール作りに取り組んでおり、被告発人の澤田が運営する NTT は、NTT ドコモの完全子会社化を当時すすめており、料金値下げ問題で、総務省に便宜をはたらきかけるべく、同接待におよんだものである。

以上の事実により、被告発人の高市、野田、坂井、寺田、進藤、佐藤、西銘、山口、柴山、上川、小林、藤川、世耕、秋本、鈴木らを刑法第 197 条 1 項の収賄容疑、被告発人の澤田、島田、本高、鶴浦、立川、村尾、篠原らを刑法第 198 条の贈賄容疑でそれぞれ処罰することを求める。」（以上告発文より）

大臣規範に違反

「●告発にかかる経緯

本件は、『週刊文春』令和 3 年 3 月 18 日号（3 月 11 日発売）の特集記事として広く報道されたものである。その後新聞各紙でも詳しく事実の追及がなされ、被告発人の高市、野田元総務大臣が、会食費を NTT に返金する騒ぎとなった。

国の大臣規範では、利害関係人など関係業者から接待や贈り物を受け取ることなど、国民の疑惑を招くような行為を禁じている。

また、国会公務員倫理規程も、利害関係人との接待を禁じている。

（中略）

NTT は総務省の監督を受ける立場にあり、政府が約 3 割の株式をにぎり、事業計画の立案や役員の選任には、総務大臣の認可が必要である。

検察官の厳正な処罰を期待する次第である。」（以上告発文より）

以上が告発状の文面です。

Ⅲ. 現職の武田総務大臣も会食

告発状を出した翌日の文春オンラインは、現職の武田良太総務大臣も、NTTの澤田純社長と会食していた事実を報じました。それによると、昨年11月11日、千代田区のホテル（パレスホテル）の日本料理店（「和田倉」）において、澤田純・NTT社長、遠藤典子・NTTドコモ社外取締役、葛西敬之・JR東海名誉会長らと会食したとのこと。武田総務大臣は、会食の事実を問われ、「ビールを2~3杯飲み、1時間もしないで引き上げた。会食費1万円を手渡した。政策に関わる話はしていない」と答弁しています。

現職総務大臣まで会食していた事実には、啞然とするしかありません。

東北新社の接待疑惑に関しては、新たに衛星放送事業における外資規制違反の事実を総務省が見逃していたことが発覚しました。東北新社側は、総務省にこの件を伝えていたと国会で答弁していますが、総務省側はその事実はないと否定しており、大きな火種となっています。接待は、外資規制違反を見逃してもらう意味合いもあった可能性が出てきました。

Ⅳ. 検察庁から補正の連絡

最初に出した告発状と二番目の告発状に関して、東京地検特捜部直告係から、書留便が届きました。告発状提出後1週間もしないで、連絡がくるのは珍しいことです。

内容は、以下のようなものでした。

「告発罪名である収賄及び贈賄に関し、職務関連性（収賄の被告発人に係る具体的な職務権限、供与された利益と職務の対価性、職務に関する便宜取り計らいの内容等）について、構成要件に該当する具体的な事実が具体的な証拠に基づいて記載されておらず、（中略）以上の点をご検討いただきたい。（以下略）」

私たちと別に、東北新社社員の菅正剛らからの接待並びに同社からの菅総理への献金をめぐり告発状を3月3日に提出した山下幸夫弁護士のもとへも、全く同様の書面が東京地検から届いていることがわかりました。

私たちは、山下弁護士と連絡をとり、お互い連携して、告発状の補正の作業をすすめることにしました。さらに証拠の収集活動もはじめたところです。

総務省には、今回の接待問題の調査委員会の結果報告書、職員の処分の決裁書類一式など、公文書の情報公開請求の手続きも取りました。

以上